

令和7年11月市議会総務委員会資料

第203号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

目次

1 改正理由	2 ページ
2 改正内容	3 ~ 4 ページ
3 施行期日	4 ページ
4 新旧対照表	5 ~ 7 ページ
5 参 考	8 ~ 12 ページ

消 防 局

令和7年11月

## 1 改正理由

今年に入り、全国各地において大規模な林野火災が多発したことを受け、本市における林野火災の予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報の発令等について定めることと、住宅等における設備の変化を勘案し、火の使用に関する制限を見直すもの。

### 令和7年に発生した主な林野火災

場所	覚知日	鎮火日	焼損面積	人的及び建物被害
岩手県大船渡市 (令和7年4月17日現在)	2月26日	4月7日	約3,370ha	死者1人 住家87棟 住家以外135棟
山梨県大月市 (令和7年3月6日現在)	2月26日	3月6日	約150ha	住家以外2棟
愛媛県今治市 (令和7年5月16日現在)	3月23日	4月14日	約482ha	負傷者4人 住家5棟 住家以外22棟
岡山県岡山市 (令和7年6月5日現在)	3月23日	4月11日	約486ha	住家以外6棟
長崎県五島市 (令和7年4月10日現在)	4月7日	4月10日	約6ha	なし

(総務省消防庁 HP 災害情報一覧)

【令和7年2月大船渡市林野火災の様子】



(大船渡市及び総務省消防庁 HP)

## 2 改正内容

### (1) 林野火災の予防を目的とした注意報の新設及び警報の発令【第29条の8及び第29条の9関係】

	林野火災注意報	林野火災警報
概 要	林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に、第29条に規定する火の使用制限の注意喚起を行うもの（努力義務）	林野火災の予防上危険な気象状況になった際に、第29条に規定する火の使用制限を行うもの（義務）
区 域	火の使用制限の対象区域については市長が指定する	

### (2) 火の使用の制限の見直し【第29条関係】

火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、住宅等における設備の安全性能が向上したことを踏まえ規定を整理するもの。

改正後	改正前
<p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>（1）山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>（2）煙火を消費しないこと。</p> <p>（3）屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>（4）屋外においては、可燃性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</p> <p>（5）山林、原野等で、火災発生のおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</p> <p>（6）残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。</p> <p><u>〔削る〕</u></p>	<p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>（1）山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>（2）煙火を消費しないこと。</p> <p>（3）屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>（4）屋外においては、可燃性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</p> <p>（5）山林、原野等で、火災発生のおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</p> <p>（6）残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。</p> <p>（7）屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</p>

(3) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の明確化【第53条関係】

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを追加するとともに、消防長は、各号の行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとするもの。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第53条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

3 施行期日 令和8年1月1日

#### 4 新旧対照表

長崎市火災予防条例（昭和37年長崎市条例第6号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [略]</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～第9章 [略]</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第29条 火災に関する警報 <u>（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。第29条の9において同じ。）</u> が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>[削る]</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>（林野火災に関する注意報）</u></p> <p><u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下この条及び次条において「林野火災」とい</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第4章～第9章 [略]</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p>う。) の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市長が指定する区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p> <p>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p><u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第50条の3 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第53条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	

改正後	改正前
<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>[新設]</p>

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

## 5 参考

(1) 国通知【林野火災の予防及び消火活動について（令和7年8月29日付け消防災第130号等通知）】

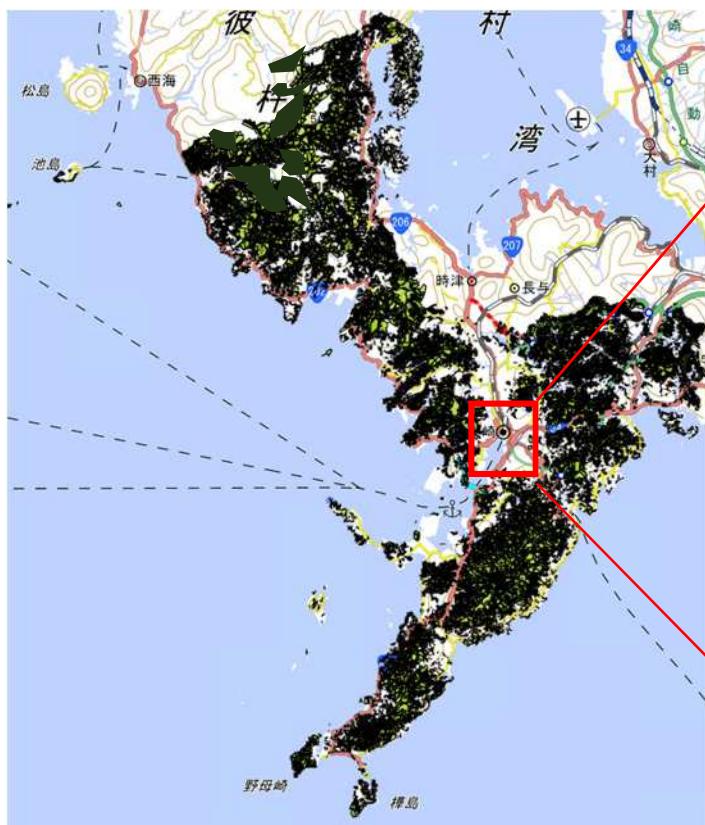
### ア 発令指標

林野火災注意報	林野火災警報
<p>① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表</p> <p>※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能</p>	<p>林野火災注意報の発令指標 かつ 強風注意報が発表</p>

## イ 火の使用制限の対象区域

- (ア) 森林法第5条に規定する都道府県知事が作成する地域森林計画の対象区域
- (イ) 森林法第7条の2に規定する森林管理局長が作成する国有林の地域別森林計画の対象区域

対象区域イメージ図【長崎県：ながさきデータマップ】



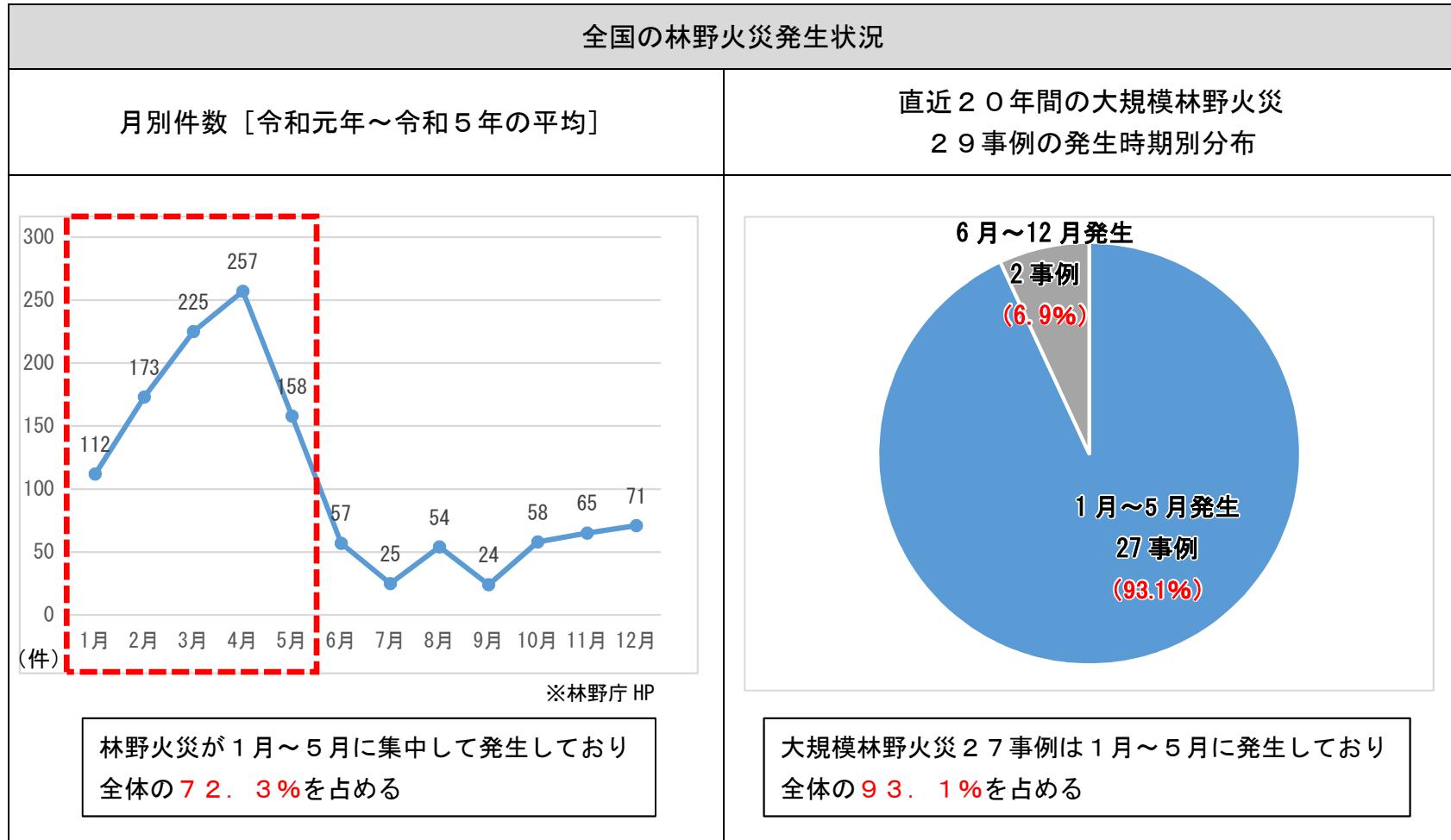
 対象区域を示す



 対象区域を示す

## ウ 発令対象期間

全国的に林野火災は、空気が乾燥し強風が吹きやすい1月から5月に集中して発生しており、直近20年間に発生した大規模林野火災の大半もこの時期に発生していることから、1月から5月までを発令対象期間とする。



## エ 長崎市の分析結果

国通知の発令指標及び発令対象期間に基づく長崎市の過去3年間における林野火災注意報及び警報の発令日数

		林野火災注意報	林野火災警報
期間 1月 ~ 5月	令和4年	44日（29.1%）	1日（0.6%）
	令和5年	31日（20.5%）	0日（0%）
	令和6年	23日（15.1%）	0日（0%）
	年平均	<u>32.7日（21.6%）</u>	<u>0.3日（0.2%）</u>

※パーセンテージは、1～5月の期間の総日数（151日又は152日）に対する発令日数の割合を示す。

(2) 林野火災注意報及び警報発令時における警防対策

林野火災注意報		林野火災警報
林野火災時の出動体制	消防隊 4 隊、消防団 1 隊 計 5 隊	消防隊 3 隊、消防団 4 隊の増隊 計 12 隊
対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材の車両積載 消防ホース、背負い式消火水のう等の追加</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>警防計画の確認 有効な消防水利・車両配置・中継要領</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集担当増員（局 4 人、各署 1 人）</li> <li>資機材等の追加 (予備車、簡易水槽、小型動力ポンプ)</li> <li>要員の確保 (ドローン操作員、消防団員)</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>小型動力ポンプ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ドローン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>簡易水槽</p> </div> </div>

強化